令和９年度九州大学「学部新入学生」
学生寄宿舎入居者募集要項

学部新入学生の学生寄宿舎入居者募集を以下のとおり実施します。

１．募集対象者

九州大学各学部の受験予定者、合格者

※在留資格が「留学」の留学生は、この募集に応募できません。

２．募集期間

（１）第１次募集期間（本学入試に合格した者及び前期日程受験予定者）

令和９年２月１日（月）　～　２月１２日（金）　※必着

※期限内に必着で郵送してください。締切日以降の到着分は受理しません。

（２）第２次募集期間（後期日程受験予定者のみ）

令和９年３月１日（月）　～　３月５日（金）　※必着

※期限内に必着で郵送してください。締切日以降の到着分は受理しません。

３．結果発表

入居許可者は Web サイト(https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices)にて受付番号で発表します。受付番号は、申請書受領完了後、郵送にてお知らせします。

なお、選考結果及びその理由に関する問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

（１）第１次募集

令和９年３月１０日（水）　１７時発表予定

（２）第２次募集

令和９年３月２１日（日）　１７時発表予定

４．募集する学生寄宿舎

地区名	寄宿舎名	寄宿料 （共益費込）	光熱水費等	居室タイプ	募集人員
伊都地区	ドミトリー1（男・女）	23,000 円	個人負担	単身個室	210 名程度
	ドミトリー2（男・女）	30,000 円	個人負担	単身個室	
	伊都協奏館（男・女）	21,000 円	個人負担	単身個室	
	ドミトリー3（男・女）	14,500 円	9,000 円/人定額	ルームシェア（4 名）	24 名程度
大橋地区	井尻寮（男子のみ）	4,700 円	8,000 円/人程度	単身個室	30 名程度

※同時に複数のドミトリー（伊都協奏館含む。）に申請することができます。その場合は、希望順位を入居申請書に記入し必要な書類を提出してください。ただし、ドミトリー３の申請は第１希望でのみ受付けます。なお、井尻寮との併願はできません。

※募集人員は予定数となります。居室枠の調整により変更する場合があります。

５．入居期間等について

（１）ドミトリー１・２・３、伊都協奏館の入居期間は、原則１年間（令和９年４月１日～翌年３月２０日）です。２年次以降も入居を希望する場合は、在学生募集時期に再申請が必要になります。

（２）井尻寮の入居期間は、標準修業年限（学部生４年生）まで入居可能です。

（３）ドミトリー３は、４名１組のルームシェア型の学生寄宿舎となります。トイレ・キッチン・バスルームは共有ですが、居室は個室になります。基本的に留学生２名、日本人学生２名の構成となります。国際交流と共同生活に高い関心がある学生を募集します。

（４）井尻寮は入寮面接を行います。

６．学生寄宿舎の詳細

Web サイトを確認してください。

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/life/dormitory/

７．提出書類

申請書等は、本学 Web サイト（https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/life/dormitory/）からダウンロードしてください。該当項目には（Web）と表示しています。

※必ず提出しなければならない書類（「(1)⑥該当がある場合のみ提出する書類」以外）が提出されていない場合は、申請は不受理（選考されない）となり、また、「(1)⑤所得に関する証明書等」及び「(1)⑥該当がある場合のみ提出する書類」で不適当なものは除外したうえで選考することになりますので、十分注意してください。なお、不受理になったことや、提出された書類に関して、選考前に本学から連絡をすることはありませんので、各自の責任において書類をご準備ください。

（１）ドミトリー１・２、伊都協奏館及び井尻寮

①学生寄宿舎入居申請確認表（Web）

②入居申請書（Web）

③受付番号通知用紙（Web）

④結果通知用宛名記入用紙（Web）

⑤所得に関する証明書等（**注１**をご参照ください。）

⑥該当がある場合のみ提出する書類（**注２**をご参照ください。）

（２）ドミトリー３

①学生寄宿舎入居申請確認表（Web）

②入居申請書（Web）

③受付番号通知用紙（Web）

④結果通知用宛名記入用紙（Web）

⑤入居理由記入用紙（Web）

注１「所得に関する証明書等」は、該当する以下の書類について、家計支持者（父母又は父母に代わり家計を支持する者）の書類を提出してください。

必ず、下記＜所得に関する書類の提出例＞を参考に、家計支持者は所得課税証明書と併せて該当する書類を提出すること。

<table>
<tr><th colspan="3">家計支持者（父母または父母に代わり家計を支持する者）について</th></tr>
<tr><td colspan="3">令和８年度所得課税証明書（写でも可）
＜入手先＞市区町村の役所
※両親がいる場合は、父母ともに必要。また、無収入の場合でも必要。
※令和８年７月以降に発行され、令和７年の収入金額、課税額、住民税所得割・均等割りの額及び扶養親族数が記載されたもの。
※勤務先から配布された「市民税・県民税・特別徴収額の決定通知書」は不可。</td></tr>
<tr><th colspan="3">以下は、該当する書類を提出</th></tr>
<tr><td rowspan="2">家計支持者に給与収入がある場合
（会社員等、パート・アルバイト、専従者）

※専従者とは自営業の家族従業員</td><td rowspan="2">→①～③から選択</td><td>① 令和８年１月１日以前から現在も同じ勤務先である。
【提出書類】令和８年分源泉徴収票（写）
※複数勤務の場合は全て提出。まだ発行されていない場合は、令和７年分で可。</td></tr>
<tr><td>② 令和８年１月２日以降に退職して、転職した。
【提出書類】
・直近３か月分の給与・直近の賞与明細書（写）
・退職発行時の源泉徴収票（退職年月日が記載されたもの）</td></tr>
</table>

		③令和８年１月１日以前から現在も同じ勤務先であるが、勤務形態が変更（再雇用など）により令和７年よりも大幅に収入が変わる。 ※次のいずれか１点を提出 **【提出書類】** **・年収見込証明書（勤務先に作成を依頼）** **・雇用契約書等の年収見込額を示せるもの（写）**
家計支持者が自営業、資産所有等により給与以外の所得がある（営業所得、農業所得、不動産所得、利子・配当所得、雑所得がある）	→	**【提出書類】①②いずれかを提出** **①令和８年分の確定申告書第一表・第二表（写）** ※まだ申告していない場合は令和７年分でも可 ※税務署の受付印があるもの又は電子申告の受付番号のあるもの。 ※利子・配当所得の内容が第三表に記載されている場合は第三表も提出。 **②令和８年度（令和７年分）市町村県民税申告書（写）** ※令和７年分の収入金額・所得金額・必要経費等がわかるもの
家計支持者が現在、無職または無収入である	→①～②から選択	①課税証明書には有職時の年収記載があるが、現在無職である。 **【必要書類】下記２点を提出** **・（様式２）無職の申立書**（Webｻｲﾄよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ） ・雇用保険受給資格者証の第１面（写）、離職票や辞令等、退職を示せる書類（写）
		②令和８年１月２日以前から無職または無収入である。 **【必要書類】令和８年度所得課税証明書（写）**
家計支持者が公的年金（遺族・障害・企業年金等）を受給している	→	**【必要書類】最新の年金改定通知書、年金証書、年金振込通知書　等**
家計支持者が生活保護を受けている	→	**【必要書類】生活保護受給証明書**など生活保護受給の事実と直近１年分の扶助額がわかるもの。

＜所得に関する書類の提出例＞

＜例１＞
○父（会社員）・・・所得課税証明書＋源泉徴収票（コピー）
○母（パート）・・・所得課税証明書＋源泉徴収票（コピー）
○祖母（年金）・・・提出不要
○本人・・・・・・ 提出不要
○弟（高校生）・・・提出不要
＜例２＞
○父（自営業）・・・所得課税証明書＋確定申告書控（コピー）
○母（無職）・・・・所得課税証明書（コピー）
○本人・・・・・・ 提出不要
○兄（会社員・同一生計）・・・提出不要

注２

家計支持者 または 家計支持者が扶養する家族について（同居・別居に関わらず、家計支持者が扶養する家族）	
家計支持者または扶養家族に障害をもつ方がいる	**【必要書類】①～③のいずれかを提出** ①身体障害者手帳（写） ②療育手帳（写） ③精神障害者保健福祉手帳（写） ※申請中の場合は医師の診断書（原本）
家計支持者または扶養家族に要介護１以上の方がいる	**【必要書類】介護保険被保険者証（写）**
家計支持者または扶養家族に療養期間が６カ月以上の長期療養の方がいて、療養者１人につき１年間の療養費（健康保険等による補填額を除く）が１０万円以上ある場合	**【必要書類】** **（様式１）長期療養者に係る療養費証明書**（Web ｻｲﾄよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ） ※要件の詳細は様式１の２枚目（裏面）を参照 ※診療機関が証明したもの ※医療保険等の保険金を受給している場合は、受給額を示すものも提出 **診療機関による証明を受けることが困難な場合は以下の３点を提出** ①（様式１）長期療養者に係る療養費証明書（Webｻｲﾄよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ） ②医師の診断書（原本・１年以内に発行され、療養期間が６か月以上） ③療養費の支払いがわかる領収書等（写）

注意　家計支持者または扶養家族に障害を持つ方や要介護者、長期療養の方がいる場合、もしくは母子父子世帯が優先的に入居できるものではありません。

８．提出方法

申請書等を角形２号（角２）封筒に入れ「学生寄宿舎入居申請書在中」と朱書きして、簡易書留等郵送により下記住所あてに提出してください。

※　到着確認は、簡易書留等の追跡記録でご確認ください。

＜提出先＞

〒819-0395　福岡市西区元岡 744

九州大学　学務部学生支援課　学生支援係　寮担当

※提出された書類については返却しませんので、あらかじめご了承ください。

９．選考方法

（１）ドミトリー１・２、伊都協奏館

所得に関する証明書を元に、家計困窮度の高い順に順位付けを行います。

（２）ドミトリー３

「国際交流に対する関心」及び「共同生活に対する関心」を基準に、入居理由記入用紙を採点し、順位付けを行います。

（３）井尻寮

所得に関する証明書及び面接を基に、家計困窮度及び共同生活に対する適正により順位付けを行います。面接は原則対面とし、遠方など事情がある場合はオンラインで実施します。

※面接結果の理由に関する問い合わせには、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

面接日　　第１次募集

日程：　令和９年２月２６日（金）、２月２７日（土）　順次面接

第２次募集（後期日程及び追加募集）

日程：　令和９年３月１２日（金）、３月１３日（土）　順次面接

１０．その他

（１）入居にあたっては、部屋を汚濁・破損した場合の弁済や、未納の寄宿料及び共益費等に充当するために入居預り金として 30,000 円を預かります。（井尻寮を除く）

（２）学生活動費として、年１回 1,000 円の徴収（初回は入居月）を行います。（井尻寮を除く）

（３）学生寄宿舎は全館禁煙です。

（４）敷地内に自動車を置くことはできません。

（５）虚偽の申請が発覚した場合は申請を無効とし、以後、在学中の入居申請を一切認めません。（入居許可後に発覚した場合は、入居許可を取り消します。）

（６）ジェンダー・セクシュアリティに関する不安については事前の相談を受け付けますので下記連絡先までご相談ください。

１１．提出先及び問合せ先

〒819-0395

福岡市西区元岡 744　センター1 号館 2 階

九州大学学務部学生支援課学生支援係

電話 092-802-5963, 5767

FAX 092-802-5990

Mail:gagryomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/life/dormitory/

※入居者募集要項に変更が生じた場合は、Web サイトの更新によりお知らせします。